

○財務省告示第二百四十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年七月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号

利付国庫債券（十年）（第三百十七回、第三百十八回、第三百十九回、第三百二十回、第三百二十一回、第三百二十三回及び第三百二十八回）、利付国庫債券（二十年）（第五十二回、第八十八回、第九十回、第九十二回、第九十三回、第九十四回、第九十五回、第九十六回、第九十八回、第九十九回、第一百零一回、第一百零二回、第一百零三回、第一百零四回、第一百零五回、第一百零六回、第一百零七回、第一百零八回、第一百零九回、第一百一十回、第一百一十一回、第一百一十二回、第一百一十三回、第一百一十四回、第一百一十五回、第一百一十六回、第一百一十七回、第一百一十八回、第一百一十九回、第一百二十回）及び利付国庫債券（三十年）（第五回）

二 発行の根拠

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 法律及びその

条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

三 振替法の適用等

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算す

四 発行方法

五	募入決定の	六	発行額	七	払込金額	八	最低額面金額	九	振替単位の	十	発行行の日	十一	発行価格	十二	利率	十三	経過利率の
---	-------	---	-----	---	------	---	--------	---	-------	---	-------	----	------	----	----	----	-------

る。数値をいう。次号において同一
 じ。を競争に付して行われる入
 札に よる 発行 利率 回 格 差 の 小
 各 申 込 み の ち の 利 回 募 額 を 順 次
 さ い も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次
 割 り 当 て る 。 四 千 九 百 九 十 五 億 円
 額 面 金 額 で 四 千 九 百 九 十 五 億 円
 五 千 九 百 四 十 七 億 二 千 六 百 五 十
 五 万 八 千 円
 五 万 円
 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
 の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
 す る 。 十 八 年 七 月 二 十 六 日
 平 成 二 十 八 年 七 月 二 十 六 日
 発 行 対 象 国 債 各 種 額 面 金 額
 百 円 以 上 の 金 額 算 式 に よ り 算
 出 し た 金 額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)
 募入決定の通知を受けた者は、
 払込金額を加え、次の算式によ
 り算出した金額を払込期日に払
 い込むものとする。
 各発行対象国債の額面利率の
 総額×各発行対象国債の利率の
 100×各日発行の日が、発行日
 支規定期間の発行日経過日
 回数に
 なる場合、
 365

利付国庫債券 (第十年) (第三百十七回)	名称及び記号	一・一％	利率(年)	平成九年三月二十三日	償還期限	六十億円	発行額 (額面金額)
-----------------------------	--------	------	-------	------------	------	------	---------------

(別表)

二十 十九 十八	払込期日 者入札参加 払場所 元利金支	平成二十八年七月二十六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 当該単利回り(とす)。 訂正された場合には、訂正後の 年七月二十二日午前九時以前に 均値の単利回り(平成二十八年 買参考統計値表に掲載された平 業協会が発表した公社債店頭売 八〇年七月二十二日付で日本証 銘柄毎の基準利回りは、平成二 額面金額の百円につき百円 (別表のとおり)	償還期 償還額 入札の基 準とする 各発行の 象国債の 利回り 十 七	第十四 利 子
----------------	------------------------------	--	---	---------------

$$\frac{\text{償還額} \times \text{償還期}}{\text{額面金額} \times \text{年率}} = \frac{\text{償還額} \times \text{償還期}}{\text{額面金額} \times 100 \times \frac{\text{年率}}{100}}$$

（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 二）債 回）券 ）	（（利 第十付 三年國 回）庫 ）百） 二十 ）債 ）券 ）	（（利 第十付 三年國 回）庫 ）百） 二十 ）債 ）券 ）	（（利 第十付 三年國 回）庫 ）百） 二十 ）債 ）券 ）	（（利 第十付 三年國 回）庫 ）百） 二十 ）債 ）券 ）	（（利 第十付 三年國 回）庫 ）百） 十九 ）債 ）券 ）	（（利 第十付 三年國 回）庫 ）百） 十八 ）債 ）券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 一 %	一 ・ 〇 %
日年平 三成 月三 二十九	十年平 日十成 二三 月十八 二十八	日年平 九成 月三 二十八	日年平 六成 月三 二十八	一年平 日九成 月三 二十三	日年平 三成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四	十年平 日十成 二三 月十三 二十三	十年平 日十成 二三 月十三 二十三	日年平 九成 月三 二十三
五 十 四 億 円	億五 円百 九 十 八	九 億 円	円百 二 十 五 億	七 十 億 円	七 百 億 円	三 十 二 億 円	円百 二 十 三 億	億五 円百 三 十 九	円百 三 十 九 億	円百 四 十 二 億

（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 六）券	（（利 回第二付 百十国 九年庫 十）債 ）券	（（利 回第二付 百十国 八年庫 十）債 ）券	（（利 回第二付 百十国 七年庫 十）債 ）券	（（利 回第二付 百十国 六年庫 十）債 ）券	（（利 回第二付 百十国 五年庫 十）債 ）券	（（利 回第二付 百十国 三年庫 十）債 ）券	（（利 回第二付 九十国 十年庫 九）債 ）券	（（利 回第二付 九十国 十年庫 八）債 ）券	（（利 回第二付 九十国 十年庫 六）債 ）券	（（利 回第二付 九十国 十年庫 五）債 ）券	（（利 回第二付 九十国 十年庫 四）債 ）券
二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %
日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十一	日十平 二成 月四 二十年	日十平 二成 月四 二十年	九平 月成 二四 十年	九平 月成 二四 十年	六平 月成 二四 十年	十年平 日十成 二三月 二十九	日年平 九成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十九
二十五 億 円	億七 百七 十六	億四 百七 十四	六十 一億 円	二十 三億 円	十七 億 円	二億 円	億四 百二 十八	三十 五億 円	九十 八億 円	円百 二十五 億	億二 百二十 三

（（利 第三付 五十年 回）庫 ）債 ）券	（（利 第二付 百十年 三年庫 十）債 回）券 ）	（（利 回）第 百二年 十）庫 七）債 ）券
二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %
日年平 五成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三
九 億 円	三 十 億 円	七 十 八 億 円